

伊賀市文化財保存活用支援団体の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第192条の2に定める文化財保存活用支援団体（以下「支援団体」という。）の指定及び法第192条の4に定める支援団体の監督等について必要な事項を定めるものとする。

(支援団体の指定)

第2条 法第192条の2第1項の規定による伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の指定を受けようとする法人又は団体は、文化財保存活用支援団体の指定に係る申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。ただし、団体及び新たに設立される法人については、その一部を省略することができる。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書（組織の名称、住所及び事務所の所在地を記したもの）

(3) 役員の名、住所、生年月日及び略歴を記載した書類

(4) 組織の体制及び沿革を記載した書類

(5) 組織の事務の分担を記載した書類

(6) 支援団体の指定を受けようとする事業年度の前年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表（これらに相当する書類であると教育委員会が認めるものを含む。）

(7) 支援団体の指定を受けようとする事業年度の事業計画書及び収支予算書（これらに相当する書類であると教育委員会が認めるものを含む。）

(8) 法第192条の3各号に掲げる業務の実績を示す書類

(9) 法第192条の3各号に掲げる業務に関する計画書

(10) 前各号に掲げるもののほか、支援団体の指定に当たり教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会は、前項の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査の上、支援団体として指定をすることとしたときは文化財保存活用支援団体の指定に係る通知書（様式第2号）により、指定をしないこととしたときは文化財保存活用支援団体の不指定に係る通知書（様式第3号）により当該申請をした法人等に通知するものとする。

3 法第192条の2第3項の規定による届出は、文化財保存活用支援団体の変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

4 法第192条の2第2項又は第4項の規定による公示は、伊賀市教育委員会公告式規則（

平成16年伊賀市教育委員会規則第1号)の定めるところによる。

(支援団体に対する監督等)

第3条 教育委員会は、法第192条の4第1項の規定により報告をさせるときは、当該報告をさせる支援団体に対し、文化財保存活用支援団体の業務報告に係る徴収通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた支援団体は、文化財保存活用支援団体の業務報告書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、法第192条の4第2項の規定により措置を講ずべきことを命ずるときは、当該措置を講ずべき支援団体に対し、文化財保存活用支援団体の業務改善命令書(様式第7号)により命ずるものとする。

4 教育委員会は、法第192条の4第3項の規定により指定を取り消すときは、当該指定を取り消す支援団体に対し、文化財保存活用支援団体の指定取消しに係る通知書(様式第8号)により通知するものとする。

5 法第192条の4第4項の規定による公示は、前条第4項の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。